

里庄町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年11月10日（金）午後2時10分から午後3時05分
2. 開催場所 里庄町福祉会館 2階 研修室
3. 出席委員 10人

出席委員及び欠席委員の番号、氏名

職名	番号	氏名	出欠の別	職名	番号	氏名	出欠の別
委員	1	岡村 咲津紀	出	会長職務代理者	8	平野 耕平	出
〃	2	高田 卓司	〃	委員	9	平野 俊一	〃
〃	3	高田 光國	〃	会長	10	吉田 龍平	〃
〃	5	辻田 樹市	〃	推進委員	1	遠藤 和宏	欠
〃	6	中務 智紀	〃	〃	2	大内 紀章	〃
〃	7	仁科 義弘	〃	〃	3	神原 公子	出

4. 欠席委員 2人

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会議書記の指名
- 第3 議案第20号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見及び許可の承認について（10月総会での保留案件）
- 第4 議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請に対する意見及び許可の承認について
- 第5 議案第22号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見及び許可の承認について

6. 会議の概要

- 議長 ただ今から令和5年第1回総会を開会いたします。
- 本日の出席委員は農業委員9名、推進委員1名の計10名であり、総会開催の定足数に達しております。総会は成立しております。
- 議事日程第1の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてご異議ありませんか。
- (異議なし)
- それでは、9番平野俊一委員、1番岡村咲津紀委員にお願いいたします。
- 議事日程第2の会議書記の指名を行います。
- 本日の会議書記には農業委員会事務局職員の●●氏を指名いたします。
- それでは、議事に入ります。
- 前回上程され保留となっていました議案第20号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見及び許可の承認について、整理番号44号について事務局より説明をお願いします。
- 事務局 それでは、議案第20号、整理番号44についてご説明いたします。
- 本件は、去る10月の農業委員会総会におきまして保留となっていました農地法第5条第1項に基づく所有権移転許可申請でございます。
- 先月の農業委員会総会の翌日に業者に連絡し、保留の旨を伝え、図面の修正分の提出を依頼しましたが、まだ図面の提出がありませんので、改めて12月の総会に諮らせていただきますようお願いいたします。
- 議長 続きまして、議案第21号農地法第3条の規定による許可申請に対する意見及び許可の承認について、整理番号48号について事務局より説明をお願いします。
- 事務局 整理番号は、48でございます。
- 本件は、農地の所有権移転に係る農地法第3条に基づく所有権移転許可申請でございます。
- 譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。
- 申請地は2筆、地目は畠、面積は合計で892m²です。
- 譲受人と譲渡人は親戚関係にあり、今回、譲渡人が高齢で管理できなくなつたため申請が行われました。
- 以上です。
- 議長 事務局からの説明が終わりました。
- 次に、現地調査の結果について、●番●●●●委員よりご報告します。
- 番 申請地は●●分館に位置し、現在、耕作していない状況です。
- 譲渡人が申請地を管理するために自転車で通っていましたが、高齢で遠方からの移動に危険を伴うため、農地の隣に住んでいる譲受人に贈与する

ことで話がまとまつたもので、特に問題ないと思います。

以上です。

議長 ただ今の事務局説明、農地法第3条の案件について、質問、意見等ございますか。

●番 無償ということだが、続柄は。

●番 簡単に言えば、叔父と甥の関係です。

議長 その他質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

許可することに賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、議案第21号、整理番号48は許可と決定します。

続きまして、議案第22号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見及び許可の承認について、事務局より説明をお願いします。

事務局 整理番号は、49でございます。

本件は、農地の使用目的の変更及び所有権移転に係る農地法第5条に基づく申請でございます。

譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。

申請地は1筆、地目は畑、面積は815m²です。

今回、譲受人が建売分譲住宅の建設を目的に申請が行われました。

以上です。

議長 事務局からの説明が終わりました。

次に、現地調査の結果について●番●●●●委員よりご報告します。

●番 申請地は●●分館に位置し、現在、耕作していない状況です。

隣接地への被害防除計画の内容ですが、外周をブロックで囲い土砂の流出を防ぐように計画しています。

敷地内の雨水については、沈殿池に集水した後に道路側溝へ排出するよう計画しています。

生活排水については、公共下水道へ接続するように計画しています。

近隣農地への日照及び通風については、一般的な住宅ですので影響はないと判断します。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、説明してください。

事務局 農地の区分は、第3種農地と判断しております。

転用目的は、建売分譲住宅の建設であり、適当であると考えます。

資力及び信用についてですが、申請者は過去に違反転用を行ったことは

なく、また、必要な資金額についても適當であると考えます。

転用行為の妨げとなる小作権等の権利を有する者の有無でございますが、農地基本台帳を確認しても小作人等はいないため、存在しないと判断します。

許可を受けた後、遅滞なく、申請に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、申請者から聴取した結果、許可後速やかに施工したいとの事であり、問題ないと考えております。

申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分がなされなかつた時又は処分の見込みがない場合は許可しないことになっていますが、これらの条件は該当しないと考えております。

申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は許可しないことになっていますが、本件は、申請書等の内容を確認したところ適正であると考えます。

転用が周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼすおそれがある場合には許可しないこととなっていますが、本件は特に支障がないと判断します。

また、今回の転用は、集団農地の分断には当たらないと判断します。
以上です。

議長 ただ今の整理番号49の案件に関し、事務局説明及び現地調査報告について、質問、意見等ございますか。

●番 資金が適當であるとあったが、適當であるといった曖昧な表現はおかしい。

事務局 通帳の写しを確認しています。

議長 その他質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

整理番号49について許可することに賛成の農業委員の方は、挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、整理番号49は許可と決定します。

以上をもちまして、令和5年第11回総会を閉会いたします。